

再処理施設における重大事故動的リスク評価コードの開発作業に
係る労働者派遣契約

仕様書

再処理施設における重大事故動的リスク評価コードの開発作業 に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、安全研究センター サイクル安全研究グループで実施する再処理施設における重大事故動的リスク評価コードの開発作業業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 再処理施設における重大事故動的リスク評価コードの開発作業

- ①既存のコードの調査（蒸発乾固事故を対象とした SHAWED、SCHERN、MELCOR 等）
- ②コードの改良（計算モデルの選定、プログラミング、等）
- ③改良した解析コードを使用した試解析結果のレポート化作業

(2) 蒸発乾固事故データの整理・保管

- ①取得データの整理・保管（時系列整理、作図、ハードディスクでの保管等）
- ②必要なパラメータとの相関を明らかにするための作図作業
- ③分析作業結果のレポート化作業

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。

- ① Microsoft word・Excel・PowerPoint により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフの作成を行うことができる。
- ② Internet Explorer により Web ページの閲覧が出来る。また、公共交通機関の料金について記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

- ・実験で取得したデータを分析し、それを基に自身が有する物理及び化学的な知見に基づき解析モデルを提案し、計算コードに組み込む能力を有すること。
- ・生成した計算コードの検証解析に際して、当該コードの特性を踏まえた適切な計算モデル（入力データ）を生成し、当該計算コードによる解析を実施し結果を分析する能力を有すること
- ・Fortran 等のプログラム言語を使用したコーディングができること。
- ・Fortran 等の言語で書かれたプログラムを解読して計算内容等を理解できること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・電算機分野においては、プログラム仕様書通りのプログラミングができる。又は、プログラミング通りのオペレーションができる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

原子力安全・防災研究所 安全研究センター
サイクル安全研究グループ

5. 就業場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2-4
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
安全研究センター サイクル安全研究グループ
TEL: 029-282-6170
その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 安全研究センター
サイクル安全研究グループリーダー¹
TEL: 029-282-6170

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎週3日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9時から17時30分まで
- (2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 人材開発部 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 安全研究棟、原子力コード特研、格納容器試験棟及び安全基礎工学試験棟に従事している際に、非常事態が発生した場合は、建屋責任者の指示に従うものとする。
- (2) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (3) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上